

令和元年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和元年12月12日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	佐々木 千明
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	河北 尚夫
教育長	村尾 秀信	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	大規模事業課長	村上 和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤 和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

1. 町長追加提出議案の題目

同意第1号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（米澤壽重）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第86号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から議第116号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕」までの31議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告順に質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、順次発言を許します。

始めに6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

おはようございます。

それでは、早速ですが通告どおり質問したいと思います。

まずは、ファミリーサポートセンター事業費、今回事業費が全額、減額補正されているんですけど、これに関する詳細説明を利用状況の推移も含めて説明をお願いします。

○番外（福祉課長 中林 真）

おはようございます。福祉課の中林でございます。

それでは、ただ今質問のありましたファミリーサポートセンター事業の休止についてご説明いたします。

準備しております総括質疑資料、福祉課というところ2ページございますが、1ページ目か

らご説明をいたします。この度、国の子ども子育て交付金事業を受けて、本町で実施をしておりましたファミリーサポートセンター事業、委託先でありました社会福祉法人隠岐共生学園の第二保育所と十分な協議を行ったうえで、平成31年度より休止とさせていただいたところでございます。

これについては、今年3月の総務教育民生常任委員会でこの経緯については説明をさせていただいております。

まず、このファミリーサポートセンター事業という事業がどういった事業かと申しますと、事業の趣旨、資料の二番目のところを見ていただきたいと思います。育児の支援を行う者、これが協力会員といいます。育児の支援を受ける者、これが利用会員となりまして、これを組織化して、利用会員の支援を行うといった事業でございます。これによって子育てと仕事を両立できる環境を整備するという趣旨で行ってまいりました。

三番目の休止に至る経緯でございます。平成20年10月から実施をしてまいりました。平成25年度をピークに延べ利用回数が激減をしました。実際にどういった要因でこういった激減になったのかというはっきりした要因はわかりませんが、平成27年度から子ども子育て支援法が新たに公布されまして、保育の標準時間が8時間から11時間、朝の7時半から夕方18時半まで延長されたこと、また、一時預かり、休日保育、延長保育等のそういった保育サービス、子育て支援サービスが充実したということで、サポートセンターで預かるという需要がなくなってきたということが考えられるかと思っております。

事業の休止日につきましては、今年4月1日から休止をしたということでございます。

予算措置につきましては、国3分の1、県3分の1、町3分の1で事業負担率がきまっております。今回200万円の減額を行うものでございます。内容は、業務委託料でございます。

その他のところですが、ファミリーサポートセンター設置要綱は、今回休止ということで今後経過を見るため廃止とせず、そのままとしております。

ちなみに県内のファミリーサポートセンター設置状況につきましては、7市1町、本町が今年から休止しておりますので、飯南町が1町ということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。ファミリーサポートセンター利用状況の推移という風でございます。一番上の赤で囲んだところは、利用者数の推移となっております。上が延べ児童数、年間の利用児童数です。下が利用世帯数となっております。24年度までは、世帯数については統計を取っておりませんで、25年度以降は世帯数も入っております。

近年28年度以降は、1世帯、2世帯、1世帯と特定の方のみの利用となっていたということ

でございます。今回、休止となりました1世帯につきましては、直接出向いて説明し、理解を得たということでございます。本町のほうから直接説明にまいりました。

なお、残りの協力会員、利用会員につきましては、文書で通知をしております。

○6番（西尾 幸太郎）

27年度から保育の制度が変わって、利用者が減って来たからファミリーサポートセンター事業に関しては休止するというので、理解はしたんですが、この休止に関する議論というのはいつからされていたんでしょうか。

○番外（福祉課長 中林 眞）

昨年秋、大体、10月か11月から利用状況を鑑み、委託先であります隠岐共生学園第二保育所等と数回協議を行ってまいりました。

○6番（西尾 幸太郎）

あと、30年度に関しては、利用会員が23人いるということなんですけど、会員の方々への休止の説明であるとかは、どのようにされたのでしょうか。

○番外（福祉課長 中林 眞）

今年、全世帯に対して文書で通知し、なお、実際に利用していた世帯には直接出向いて説明を行っております。

○6番（西尾 幸太郎）

実際に利用していた世帯には直接おもむいてということなんですけど、休止の説明をした際に利用者とか、会員の方から何か意見は出てきましたでしょうか。

○番外（福祉課長 中林 眞）

直接出向いて説明した際には、現状を説明したうえで理解をしていただきました。特に反対意見とかそういったものはありませんでした。

○6番（西尾 幸太郎）

質問するに当たって、ファミリーサポートセンター事業について、ネット上で調べたんですけど、島根県のホームページの関連ページに隠岐の島町のファミリーサポートセンターに関する記載があるわけですね。休止するに当たっては、色々な利用状況等含めて休止する判断をされるのは、構わないと思うんですけど、例えば、利用者である世代は、ネット上で情報を得ることもあると思うんですけど、関連する団体等での休止に関する情報発信についての擦り合せとかいうことはされたんでしょうか。

○番外（福祉課長 中林 眞）

今回、利用されている会員には十分周知を行っておりますが、その他全般的には特にそういったことは行っておりません。

○6番（西尾 幸太郎）

こういったことは、家庭の事情等が突然変わることがあって、サービスを受けたいと思うご家庭もあるかと思っておりますので、そういったところに誤解を与えないように情報発信の部分のコントロールに関してもこういった事業を休止する場合には気をつけていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

今回、電子カルテのパソコンの更新をされるということなんですけど、資料を見る限りでは、ディスプレイも一通り更新となっておりますが、更新の理由を説明してください。

○番外（五箇支所長 金坂 賢一）

おはようございます。五箇支所長の金坂です。よろしくお願いいたします。

この予算は、診療所、都万、布施、中村、五箇、四つありますので、代表して私がお答えいたします。ディスプレイの更新の理由につきましては、パソコン自体は26年の8月に更新しました。その際には、パソコンのみ更新しておりました。ディスプレイにつきましては、平成18年6月に各診療所パソコン、ディスプレイ、システム同時に入れたもので、今回、入ってから13年経っておりますので、更新時期ということで全て入れ替えるところです。

○6番（西尾 幸太郎）

更新から13年経っているということで、耐用年数は過ぎているということで理解しました。

次に、今回入れ替えるに当たって、現在、ニュース等で報道されていますが、神奈川県で廃棄業者からハードディスクが流出して情報もあわせ流出した事案が起こっています。電子カルテに関しては、患者のセンシティブな情報が入っているパソコンということで、こういったものの処分に関する方法に関して説明をお願いします。

○番外（五箇支所長 金坂 賢一）

不要になったパソコンの処分の方法について、お答えします。

まず、更新した際に当面の間、各診療所の倉庫で保管しております。次の処分につきましては、総務課がパソコンの廃棄処分を委託に出す際に一緒に処理しております。期間は、概ね1年おきにやっており、前回の平成26年度も総務課のパソコンの処分の際に一緒に処分しております。

○番外（総務課長 野津 浩一）

先程、五箇支所長が申しあげましたとおり、パソコンの処分につきましては、事務用のパソコン及び各診療所等のももあわせて総務課のほうで処分をしております。現在のやり方としましては、1回、ある程度の量を溜めて、廃棄処分業者に発注しております。今年度はその2年に1回にあたる年でございます、年度内に発注して処分をする予定としておりました。当然、データは消去して業者に渡しておりました。

今回の神奈川県庁の事件を受けまして、総務省のほうから12月6日に通知が来ております。ハードディスクの物理的破壊を行うか、或いは壊す現場に職員が立ち会うという通知が来ております。

これを受けまして、今年度からハードディスクを本庁で破壊して、破壊したものをあわせて処分業者に渡すということを今検討しております。以上でございます。

○6番（西尾 幸太郎）

島根県等も破壊するにあたっては、担当職員が立ち会っていたのでこういう流出が事前に防げたということもありました。隠岐の島町においては離島ということもあって、なかなか破壊や処分の時に立ち会うとなったら旅費とか掛かってくると思いますので、意識の高い自治体では、強力な磁力でハードディスクの中身を全て消すような装置、30万円から40万円するようですがそういった物を使って、情報流出がないように気をつけているようです。

その辺りも検討していくということですので、そういった方法もきちんと詳細に調査してもらって対応していただければと思います。

以上で、終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、西尾 幸太郎 議員の総括質疑を終わります。

次に、2番：村上 謙武 議員

○2番（村上 謙武）

それでは、通告しております補正予算に関する事で、3項目説明を求めます。

まず、最初に愛の橋の架け替え事業において、設計費が4,200万円減額になっておりますけど、このことについて詳細な説明を求めます。

○番外（建設課長 田中文男）

愛の橋の測量設計、4,200万円減額の詳細について説明させていただきます。

今年度の愛の橋架け替え事業につきましては、橋梁の形状及び概算事業費を算出するための予備設計、また、橋梁の詳細設計及び前年度からの繰り越し事業による地質調査を計画し

ておりましたが、地質調査の結果、現況地盤の土質が10数mの範囲で支持層の変化が確認できたため詳細設計の精度を上げるため、ボーリング箇所を3点追加しました。ボーリングは河川内での作業となることから、非出水期10月21日から6月25日までの作業であり、作業期間に制約があること、また、橋梁の幅員及び取付道路の改良計画などの地元調整及びコンサルタントから提出されました概算事業費につきましても、庁内の技術系担当課長らによる検討会を開催しており、調整時間が必要なことから今年度は詳細設計を見送り、予算額を減額し、その分橋梁及びトンネルの修繕に充当いたしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、事業費の内訳でございますが、当初の事業計画では6,000万円を予算計上しておりましたが、先ほどの理由により予備設計900万円、地質調査費900万円となり、1,800万円の執行となる見込みでございます。

以上でございます。

○2番（村上謙武）

ただ今、担当課長のほうから詳細設計ができないという、まあたくさん理由がどうもあつたみたいで、我々の認識としては今年度設計業務をやって、前の説明では平成32年から架け替え工事に掛かるという説明を受けていたものですから、今の説明を聞くとまだまだ時間が掛かかりそうだなということを感じましたので、一番影響を受けるのが周辺地区の住民だと思います。西町地区、港町地区ですね。だから、こういったことはやっぱり丁寧な地元住民への説明が必要かなと。本当に不便な生活を強いられている方もいるわけですよ。ですから、愛の橋の架け替えをずっと待ち望んでいるという住民の方の気持ちを忘れないで、こういった事業等の変更については、しっかり説明するべきだし、議会にも丁寧な説明をしていただきたいなという風に思っております。

続いて、水産管理費のお魚センターの施設について工事設計業務一式ということで154万円の補正予算が出ていますけど、それについて具体的な改修内容と緊急性等について説明を求めます。

○番外（農林水産課長 藤川芳人）

おはようございます。よろしく申し上げます。

お尋ねの西郷お魚センター具体的な改修内容と緊急性について、お答えいたします。

議員ご承知のとおり、西郷お魚センターは1階 鮮魚加工品販売部門と2階 レストラン部分がございますが、1階部分におきましては、活魚や冬季の蟹、貝類等を畜養する生け簀の交換

や鮮魚ケース等の備品を更新するほか、和式トイレから洋式洗浄機付きトイレへの更新、公共下水道への接続、不具合が生じております水回り等の修繕、また、施設全体の経年劣化により破損している床や壁の改修等を考えております。2階につきましては、ショーケースやガスレンジ、冷凍冷蔵庫等の調理器具備品の更新やこれも和式トイレから洋式洗浄機付きトイレへの更新、また、水回り等の修繕、施設全体の経年劣化による床や壁の改修を考えております。

いずれの改修、修繕も管理委託者として最低限設備していなければならない範囲の修繕を考えておまして、次期の指定管理期間中に故障や不具合等により支障が発生しないよう、今後、専門業者等の意見等を参考に実施してまいりたいと考えております。

なお、詳細な改修、修繕箇所につきましては、今回の補正を議決いただきました後、設計業者と現地で立会しながら、具体的な修繕、改修設計を詰めてまいるつもりでございます。

緊急性につきましては、観光客や町民の皆さまから寄せられる意見、要望等から判断いたしますと食事のできる施設が不足しているという意見が多数ございますことから、非常に高いと判断しております。

以上でございます。

○2番（村 上 謙 武）

今、説明を受けましたけど、お魚センターの指定管理については、来年6月1日から管理者が替わるということで、そういったことも今回の設計業務をこの補正予算で行うことの要因の一つになっているのでしょうか。

○番外（農林水産課長 藤 川 芳 人）

はい、6月に指定管理者が変更となりますが、それを受けまして前もって、今、不具合の出ている備品等を更新するものでございます。

○2番（村 上 謙 武）

それでは、3点目の公共牧野管理費の件について、質問いたします。

この予算説明資料の4を見ますと、賃借料未払いが平成22年度から9年間、平成30年度まで継続して発生しているというのがわかるんですけど、なぜこの間こういったことが発覚しなかったのか、背景について説明してください。

○番外（農林水産課長 藤 川 芳 人）

公共牧野管理費の賃料未払いが22年度から継続して発生しており、その間発覚しなかった背景についてでございますが、全ての業務を1人に任せていたことで、係内、課内のチェック

機能が欠落していたためだと判断しております。決算時期あるいは専決補正時に気付く機会があったと思われませんが、係員1人に業務が任された状況にあったことが、発覚が遅れた大きな要因であると思っております。

○2番（村上謙武）

ただ今の説明によりますと、平成22年度からこの9年間、担当者が替わってないということですか。

○番外（農林水産課長 藤川芳人）

平成26年度に前担当者に人事異動があったところですが、22年度は別の担当者でございます。

○2番（村上謙武）

平成26年度に担当者が替わったということですが、この資料から平成27年度から以降は未払いの件数が急増しているということですが、これは担当者が替わったことが要因でしょうか。

○番外（農林水産課長 藤川芳人）

平成27年度から未払金が急増した理由についてでございますが、26年度、27年度新たな牧野整備が始まったことで、その牧野整備にともないまして土地の契約業務が繁忙となったことや、また、他の新規事業の対応等、係内において担当職員の負担が非常に大きくなったことと思われまます。

一方で、このことに気づいてやれなかった係内、課内の連絡体制やチェック体制が不備であったことも要因であると思われまます。

○2番（村上謙武）

こういったことが今回発覚という公表されたことで、課長のほうから背景については説明がありましたけど、離島漁業再生支援事業に担当者の業務が集中して、課の中で不適切な会計処理がわからなかったということ、これ同じ農林水産課で起こったことなんですけど、そういったことを考えてみますと、平成29年4月にコンプライアンス行動指針というのを出しておりますね。出してなお且つ、その年と次の年もこういったことが改善されなかったということは、ちょっと納得できないなというところはあるんですけど、その時にこれがわからなかったというのは、これ説明をお願いします。

○番外（農林水産課長 藤川芳人）

平成29、30年度の時にこのことが発覚しなかった理由についてでございますが、1人の職員に全ての業務を任せていたということで、何度も申しますが係内、課内のチェック体制が欠

落していたということが、一番の要因であります。今回、わかったのも町民の皆さまからの数回の問い合わせがあったことから、現担当者に支出状況を調査させまして、発覚したわけですが、それまでは、その都度処理をしていたということで発覚が遅れたということでございます。

○2番（村 上 謙 武）

こういったコンプライアンスの行動指針をきちんと作成して、職員に周知しても改善をされなかったということも原因の一つであると課長もそういう風に認めておられるみたいなので、こういった杜撰^{ずさん}な執行体制を問われる事案ではないかという風に思います。

今回改めて、こういったことに対する改善策というのはどのように考えておられますか。

○番外（総務課長 野 津 浩 一）

町職員全体に係わる件でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

この度の件は、職員倫理規定、コンプライアンス行動指針、不祥事防止アクションプランを作成しているにも関わらず、徹底が図られてなかったと言わざるを得ません。今一度、職員個々が自らの仕事に対する姿勢を振り返り、公務員としての原点に立ち返ることが必要だと感じております。

また、一方で組織として大きな責任があったことも痛感しております。

業務量が適正だったのか、1人の職員に大きな負担を強いてはなかったのか等、管理職もしっかり職員の業務内容、業務量を把握することに努めていかなければならないことを改めて感じているところでございます。

町長からの指示もあり、コンプライアンス意識の向上を図るため、これまで以上に定期的に課内での情報共有や意見交換を十分に行い、風通しのいい環境を作っていくよう努めていきたいと考えております。再来週には、管理職ヒアリングがあり、このことについても管理職としての意識の確認もしていきたいと考えております。また、あわせてなぜこのようなことが起こったのか、どうしたら防げたのかといったことを職員一人ひとりが自分のことに置き換えて課内で考える機会を作り、今後の対策に繋げていきたいという風に考えております。

以上でございます。

○2番（村 上 謙 武）

平成29年度の離島漁業再生支援事業で、大きな不祥事が発覚したわけですが、いい教訓になったのではないかと我々は感じていたんですけど、今回また同じような事案が内容は多少違いますけど、職員の職務怠慢によるこういった事案ですね、これが発生したことは非常

に残念なことで、これを最後にこれから先こういった事案が発生しないようにしていただきたいと強く思っています。

それから、補正予算で遅延利息が89万700円という風に出てるんですけど、これについて説明をお願いします。

○番外（ 農林水産課長 藤川 芳 人 ）

平成22年度から発生いたしました賃貸料の未払金についてでございますが、賃貸料の未払いの期間によって、今、決められております遅延利息の利率が元金に対する2.7%でございますので、その2.7%を年数に掛けたものを遅延利息としてお支払いするというものでございます。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

地権者に賃借料を支払う。これは当然のことです。それを支払わなかったということで、1,079万7,000円余りの未払金を払うというのは、これは納得できるんですけど、それに対して遅延利息が発生すると、これ民法上5%の利息が発生するかもしれませんが、この発生した利息というのは、よく考えれば職員が当然やるべき業務を怠ったことにより発生した費用であるということで、自治法243条2項に職員の賠償責任という規定があるんですよ。これはこの発生した89万1,000円余りの損害に当たるんですよ。

ですから、そういったものを町の予算で払うというのは、ちょっと筋が違うんじゃないか。損害に関しては、職員が、関係職員、またはその担当で協議して支払うべきものではないかという風に私は考えますけど、これについていかがですか。

○番外（ 総務課長 野 津 浩 一 ）

ご指摘のとおり、公費での負担ということの議論をさせていただきました。国家損害賠償法第1条及び、地方自治法第243条の2及び、民法第709条等考慮して、弁護士のほうにも相談をさせていただきました。結果的に今回職員が起こしたことでありますが、合議体、組織体としての過失の程度が非常に大きいということから、個人に負担を求めるのではなく組織としての責任として、今回の補正の提案となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

担当職員の業務量が非常に多く、担当以外の業務も負担となっていたこともあります。また、管理監督が適正に行われていなかったと、理由も考慮して組織の過失が一番大きな要因と考え、担当職員には賠償を求めないという結論でございます。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

組織の理論でそういった結論を導き出しているかもしれませんが、この自治法の規定を見ますとやはり規定どおりに判断すると、担当職員の職務を怠ったことにより発生した損害であるという風に判断するのが、社会通念上一般的な判断じゃないでしょうか。そういったところをもっと重要視して考えるべきじゃないですか。組織は組織として、そういった考え方もあるかもしれませんが、やはり住民の目線で考えた場合にそういったものを本当に町の予算を使って支払っていいものかどうか、その辺のところをもうちょっと考えるべきではないかなと思いますけど、町長いかがでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

今、総務課長が説明しましたように我々もその点からきちんと検討を重ね、協議もさせていただいた中で、組織ありきで導いたものではなくて、組織としての責任の割合が高いということで、国家賠償法に基づいて今回の提案をさせていただいたところでございます。

○2番（村上 謙武）

それじゃあ、個人に求めるのは酷だと、組織に求めるといったら、役場の組織として町の予算を使うんじゃないしに役場の組織として、この遅延利息89万は職員全体で弁償したらどうですか。あくまでも税金を使わずに。

○議長（米澤 壽重）

ちょっとよろしいですか。村上議員に申し上げますけど、村上議員の考えておられることと、町執行部の考えておられることとかなりの違いがありますので、そのところはずっと議論しても終着点がないと思います。執行部はあくまでも国家賠償法に基づく組織の中での責任をとることを言っておりますので、いかがでしょうか。

○2番（村上 謙武）

組織の責任という風に考えるのであれば、そういった立場でこの遅延利息の発生した費用についての対応を是非考えていただきたいということです。

以上で、終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、村上 謙武 議員の総括質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」の

1件を議題といたします。

日 程 第 3. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました1件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

○番外（町長 池田 高世偉）

本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

同意第1号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町教育委員会委員のうち、大津 義文 氏が来る12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに 常角 敏 氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

何とぞ慎重ご審議のうえ、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤 壽重）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時13分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時13分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 10時15分 ）

（ 本会議再開宣告 10時15分 ）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました1件の議案について、「質疑」を行います。

「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」質疑はございますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題といたします。

会期初日に提出されました議第86号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から、議第116号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕」

までの31議案を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがいまして、議案31件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

12月13日と16日は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これにて、散会します。

次の本会議は、12月17日に開催します。

(散 会 宣 告 10時16分)

以 下 余 白